

犯罪防止のためにできること

～犯罪をする人の実情を知り、犯罪を防ぐために地域できることを考える～

現在、刑務所の中には障がい者、障がいが疑われる者が多く存在しています。また、刑務所にいる10人に1人が65歳以上であり、刑務所が「福祉施設化」してきています。さらに、全犯罪の約6割が再犯者によって起こされていると言われており、大きな社会問題となっています。

福祉的な支援を必要とする受刑者の中には、貧困家庭に育ちまともに教育を受けられないまま年齢を重ねていった、幼い頃からいじめや虐待などを受け社会に溶けこめなかった、軽度の障がいがあるにも関わらず周りに理解されなかったなど、不遇な環境で生活していた背景を抱えた人が多く見られました。

本講座では、生きていくために軽微な犯罪を繰り返す高齢者や障がい者、刑務所に居場所を求めて犯罪を繰り返す高齢者や障がい者にスポットを当て、刑務所の実状や地域生活定着支援センターの取り組みなどを報告します。そして、地域生活定着支援センターが支援をおこなった事例を通して、被害者も加害者も生むことのない、誰にとっても安心して暮らせる地域の在り方を検討していく機会にしたいと思います。

<<講座>>

日時：平成31年2月28日(木) 14:00～15:00

場所：鳥取市人権交流プラザ(鳥取県鳥取市幸町151) 研修室

講師：鳥取県地域生活定着支援センター 相談員 鎌谷 翔平 氏

【鳥取県地域生活定着支援センター】

保護観察所と連携し、刑務所を出所した人のうち、高齢者・障がい者で住むところがない人や福祉サービスを受けることが必要な人に対して、施設を案内したり、福祉サービスの手続きの支援などを行っています。

また、一定の支援をした後も、必要に応じて、継続して本人や施設等関係者からの相談対応や、本人を定期的に訪問する見守りなどにより、対象者が再び犯罪に手を染めることのないよう、取り組んでいます。

※鳥取県厚生事業団に設置しています。

〒689-0201 鳥取市伏野2259-17 (地域支援総合センター内)

TEL 0857-59-6081 / FAX 0857-59-2022

E-mail s-shien4@hal.ne.jp